

未熟児養育医療給付の申請に必要な書類一覧

□ ① 養育医療給付申請書

- ・ 医療を受けるお子さん等の個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。
- ・ お子さんの個人番号は、「個人番号入り住民票」を取得することで早期に確認できます。

□ ② 養育医療意見書

- ・ あらかじめ主治医によって作成されたものをご用意ください。
- ・ 飯能市が用意している様式以外（医療機関が用意している様式）でも可能です。

□ ③ 世帯調書

世帯全員の個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

□ ④ 世帯構成員等の個人番号確認書類

上記3「世帯調書」に記載されている方全員の個人番号（マイナンバー）を確認できる書類をご用意ください。《例》マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入りの住民票

□ ⑤ 同意書（様式第6号）

- ・ 上記3「世帯調書」に記載されている方全員の署名が必要です。

□ ⑥ 未熟児養育医療一部負担金に関する同意書

未熟児養育医療に係る申請者が負担すべき費用（一部負担金）について、子ども医療費を市が代理受領することで免除されることに対する同意書です。

□ ⑦ 保険者に対する調査等に係る同意書

高額療養費等の算定に関して、医療を受けるお子さんが加入する保険者に対する調査を行うことに対する同意書です。

□ ⑧ 子ども医療費受給資格証

保険年金課から発行される「子ども医療費受給資格証」をご用意ください。

□ ⑨ お子さんの加入する医療保険の情報が確認できる書類

- ・ 《例》資格確認書、マイナポータルからダウンロードした資格情報画面
- ・ 医療保険の情報を確認できる書類ができていない場合は、被保険者と記号番号が同一と確認できれば、被保険者の医療保険の情報が確認できる書類でも可能です。

※ 従来の健康保険証は、2025年12月2日以降は確認書類として利用できません。

□ ⑩ 申請者の本人確認ができる書類

《例》マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

□ ⑪ 生活保護受給者証（証明書）

生活保護を受給されている場合はご提出ください。

□ ⑫ 養育医療給付申請遅延理由書

- ・ 申請期限までに申請ができなかった場合にご提出ください。
- ・ 期限内の申請ができない場合は、事前に保健センターへご相談ください。

➤ ①、②、③、⑤、⑥、⑦及び⑫の書類は、原本を保健センターへ提出していただきます。

➤ その他の書類は、受付時に職員が内容を確認のうえ、原本はお返しします。